

中野区用途地域・地区、日影規制指定図及び東京都建築安全条例第7条の3第1項に基づく区域図

(令和5年1月31日現在)

- 用途地域・地区
 平成16年6月24日 告示・施行 (用途地域地区等の全体廃止)
 平成18年3月31日 一部改正告示・施行 (妙正寺川・江古田川周辺) (高度地区変更)
 平成21年3月31日 一部改正告示・施行 (東大寺(南)高等専門学校(現生野南)) (高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 平成21年6月22日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区) (高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 平成23年3月19日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区) (高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 平成27年3月6日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区) (高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 平成27年12月17日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区) (用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 平成28年3月7日 一部改正告示・施行 (大町中央通り沿道地区) (用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 平成29年3月6日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区) (用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 平成29年6月22日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区) (用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 平成30年3月7日 一部改正告示・施行 (沼袋区画整理第4号線沿道地区) (用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 令和2年10月7日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区) (用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 令和4年6月17日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区) (用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)
 令和4年12月19日 一部改正告示・施行 (上高田丁目地区) (用途地域、高度地区変更)
- 東京都建築安全条例第7条の3関連 *区域図は裏面参照
 平成15年10月1日 施行 (指定区域の構造制限を施行)
 平成21年4月1日 一部改正告示・施行 (南・弥生町区域の一部変更)

日影規制値の凡例


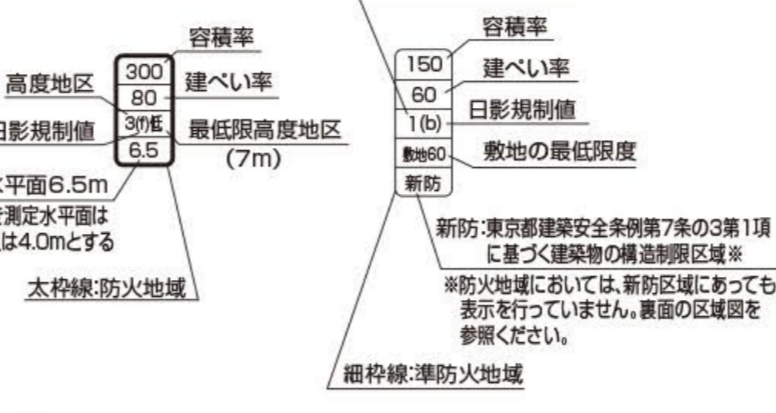
種別	規制される日影時間 (敷地面積の割合)	測定 水平距離 本標準
a	3時間以上 2時間以上	5m以上 10m以下
b	4時間以上 2.5時間以上	1.5m
c	5時間以上 3時間以上	4m
d	3時間以上 2時間以上	4m 又は 6.5m
e	4時間以上 2.5時間以上	4m 又は 6.5m
f	5時間以上 3時間以上	4m 又は 6.5m

最高高さ以外で日影規制の適用が認められていない場合は、東京都に25m未満建築物の高さの制限に関する条例第2条第1項の規定により、日影規制の対象区域から除外される。

用途地域・地区の凡例

用途地域	種別	高さ	防火	防火	防火
第1種低層住居 専用地域	40	80	第1種高度	防火	95m
	60	150	第1種高度	防火	70m
	60	150	第1種高度	防火	60m
第1種中層住居 専用地域	60	200	第2種高度	防火	60m
	60	200	第3種高度	防火	60m
	60	200	第3種高度	防火	60m
第2種中層住居 専用地域	60	200	第2種高度	防火	60m
	60	200	第3種高度	防火	60m
	60	200	第3種高度	防火	60m
第1種住居地域	60	200	第2種高度	防火	60m
	60	200	第3種高度	防火	60m
	60	200	第3種高度	防火	60m
近隣商業地域	80	400	第3種高度	防火	
	80	400	第3種高度	防火	
	80	400	第3種高度	防火	
準工業地域	60	200	第2種高度	防火	
	60	200	第3種高度	防火	
	60	200	第3種高度	防火	

表示方法



- ### 注意
1. 路線式用途地域等の指定について
 - ① 路線式の指定は、原則として現道の道路境界から平行に20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線にあっては、20mを30mと読み替えます。
 - ② 路線式指定の後ろに平行して指定してある部分の奥行き(幅)は、原則20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線にあっては、原則10mです。
 - ③ 未施行の都市計画道路にあっては、計画道路の幅員計画線からの数値です。
 - ④ 30m指定の路線は、環6-補26-環7-補62-放6-補74-放7-補227-中区街4の全部又は一部を除いた区域です。
 2. 上記に因らない変則路線式指定について
 - ① 中野4丁目6-7-11番の早稲田通り(補助74号)側及び早稲田通りとやき通り(区道22-60号)の交差点部分にあっては、20mです。
 - ② 中区街3にあっては、現道の道路境界から20mです。
 3. 地区計画区域内の路線式指定について
 - ① 平和の森公園周辺地区地区計画、南台一丁目地区防災街区整備地区計画、南台四丁目地区計画内の地区計画道路の路線式指定は、地区計画道路幅員計画線から20mです。
 4. 問合せ
 - 中野区都市基盤部都市計画課都市計画係
 - 03-3228-8981